

## 保育所

(資料1)

保育所(園)は、家族(父母や祖父母など)の皆さんが働いていたり、病人の看護にあたっているなどいろいろな事情のために、家庭で保育できないお子さんを保育する通所型の児童福祉施設です。

### 【保育時間】

- ・ 通常の保育時間は、平日8:00~16:00、土曜日8:00~12:00です。平日18:00までの保育時間延長があります。日曜日は休所(園)日です。長期休業日はありません。

### 【保育料】

- ・ 前年分の所得税額又は前年度の住民税額に応じて異なります。(資料4参照)
- ・ 平成24年度市内保育所平均保育料(3歳から5歳児、給食費含む)は、21,800円です。

### 【受入年齢】

- ・ 受入年齢は保育所(園)により異なりますが、幼稚園とは違い、3歳未満児の受入も行います。(例:榎列保育所...生後10か月以上。賀集保育所...生後1歳以上。)

【参考】入園に必要な書類:「入所申込書」「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」「保育することができない証明書(勤務証明書、入所理由申請書・確認書など)」「所得税額がわかる書類(源泉徴収票(写)、確定申告書の控えなど)」

### 南あわじ市保育料徴収基準表

(資料2)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
2	第1階層及び第4階層~第8階層を除き、前年度分の市民税の額が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	9,000	6,000
3		市民税課税世帯	19,500	16,500
4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次に該当する世帯	40,000円未満	28,000	26,000
5		40,000円以上 103,000円未満	37,000	30,000
6		103,000円以上 413,000円未満	41,500	33,000
7		413,000円以上 734,000円未満	45,000	36,000
8		734,000円以上	48,000	39,000

## 幼稚園

(資料3)

幼稚園は、市内に住所を有する満3歳(4月1日現在)から就学前の子どもさんを保育する教育施設です。

### 【保育時間】

- ・ 通常の保育時間は、平日8:30~16:00、(午後特別保育の時間を含む)(午後特別保育の保育時間は、幼稚園の登園日の正規の保育課程に基づく保育を終了した時間から16:00まで)。土曜日、日曜日は休業日。長期休業日は、春季休業日 3月26日から4月6日まで、夏季休業日 7月21日から8月31日まで、冬季休業日 12月25日から翌年1月7日までです。(夏季休業日は、期間を定めて午前中預かり保育を実施します。一部の園では、期間を定めて、8:30~16:00の預かり保育を実施している。)

### 【保育料】

- ・ 保育に係る費用は、入園料:3,000円。保育料:月額6,000円。午後特別保育料:月額5,300円。諸経費:月額約5,000円(給食費、おやつ等)。合計16,300円です。

### 【受入年齢】

- ・ 受入年齢は、満3歳(4月1日現在)から小学校の始期に達するまでの幼児です。

## 認定こども園(例)

(資料4)

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能を持つ施設です。

### 【保育時間】

- ・ 通常の保育時間は、「短時間利用」(通常の幼稚園の保育時間...8:30~14:00。現在南あわじ市が行っている午後特別保育時間を除く)と、「長時間利用」(通常の幼稚園の保育時間...平日8:00~16:00、土曜日8:00~12:00。平日18:00までの保育時間延長。)があります。

### 【保育料】

- ・ 「短時間利用」は、入園料:3,000円。保育料:月額6,000円。諸経費:月額約5,000円(給食費、おやつ等)。合計11,000円です。
- ・ 「長時間利用」は、前年分の所得税額又は前年度の住民税額に応じて異なります。(資料4参照)

### 【受入年齢】

- ・ 「短時間利用」...満3歳(4月1日現在)から小学校の始期に達するまでの幼児。
- ・ 「長時間利用」...0歳~小学校の始期に達するまでの幼児です。

「短時間利用」は、現在の「幼稚園」から午後特別保育を除いた形です。  
「長時間利用」は、現在の「保育所」と同じです。

認定こども園での日課モデル(幼稚園型)

(資料5)

時刻	0～2歳児	3～5歳児	
	長時間利用 <保育園部門>	長時間利用	短時間利用 <幼稚園部門>
8:00	登 園		
9:00	自由遊び 歌・リズム・絵 本 絵画制作など	共通利用時間 (幼稚園教育実施)	
10:00			
11:00			
12:00	昼 食		
13:00	午後睡眠		
14:00			
15:00	おやつ		
16:00	降 園		
17:00	延長保育		
18:00			

**降 園**

・希望者には預かり保育あり。最長 18:00 まで。  
(別料金: 1時間あたり 100 円程度。)(週あたりの利用回数制限あり。制限以上の方は長時間利用へ移行)

# 保育所・幼稚園・認定こども園の特色及び比較

(資料6)

正式名称	保育所	幼稚園	認定こども園
メリット	保護者の就労等、長時間の保育を必要とする場合に、その子どもの生活のリズムに添った保育が受けられる。 0歳児から預けることができる。土曜日も保育があり、原則として夏休み等の長期の休みはない。	園での教育と、家庭での子育てがバランス良く行える。 子どもが通園していない家庭でも、育児相談などの子育て支援が受けられる。	保護者の就労の有無にかかわらず、同じ施設に子どもを預けることができる。 保育所型でも学校教育法に基づく教育を受けられ、幼稚園型でも長時間保育が受けられるので、施設の選択肢が増える。 子どもが通園していない家庭でも、育児相談などの子育て支援が受けられる。
根拠法令	児童福祉法に基づく児童福祉施設	学校教育法に基づく学校	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
所管	厚生労働省	文部科学省	文部科学省・厚生労働省
目的	「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること。」(児福祉法第39条)。	「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」(学教法第22条)。	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供。
対象	保育に欠ける、乳児・幼児・児童(児童には18歳未満まで含まれるが、一般的には0歳～5歳の乳児、幼児が対象となっている。一部、放課後の小学生等を受入れている保育園もある)	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児(学教法第26条)。従来は小学校等の入学年齢と同様に4月1日に満3歳に達していることを条件とされていたが、近年一部の幼稚園では満3歳の誕生日の前日から入園できるようになった。	保育に欠ける子も欠けない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行う。すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談等を提供する。
入園の申込	市町村は保育に欠ける乳・幼児等を保護者から申し込みがあったときは保育所において保育しなければならない(児福祉法第24条)。保護者が直接、入園を希望する保育園に申し込む。	直接、入園を希望する幼稚園に申し込む。	原則として、設置者と保護者との直接契約。ただし、保育所型及び幼保連携型の認定こども園においては、保育に欠ける子の認定について、当該保育所から市町村に申込書が送付され、市町村から施設あてに保育に欠ける子の通知を行う。この場合は、施設は保育に欠ける子の入所を拒むことはできない。
設置者	地方公共団体、社会福祉法人等(児福祉法第35条)。設置に当たっては知事の許可が必要である(児福祉法第35条)。	国、地方公共団体、学校法人等(学教法第2条、附則第6条)。設置に当たっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は知事の許可が各々必要である。	1. 幼保連携型(認可保育所と認可幼稚園が、連携して運営する) 2. 幼稚園型(認可幼稚園が長時間保育・子育て支援等の保育園の機能も備える) 3. 保育所型(認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れる) 4. 地方裁量型(上記以外)
設置・運営の基準	児童福祉施設最低基準(省令)(児福祉法第45条)による。	幼稚園設置基準(省令)(学教法第3条)による。	認可については、各県で定める認可基準による。
教育・保育内容の基準	保育所保育指針による。平成21年4月1日改訂・施行	幼稚園教育要領による。平成21年4月1日改訂・施行	保育所保育指針に基づく保育。 幼稚園教育要領に基づく教育。
一日の教育・保育時間	8時間(原則)。当市においては8:00～16:00 希望者に18:00まで延長保育有り。土曜日8:00～12:00	4時間(標準)。当市においては8:30～16:00 一部、8:00～18:00まで預かり実施	4時間利用にも8時間利用にも対応。
年間の教育・保育日数	規定なし。しかしながら設置の目的から、長期の休みは設けず、 <b>日曜、祝祭日以外の休みは原則としてない。</b>	39週以上。おおむね、夏休み・冬休み等の長期の休みがあるが、 <b>夏期は預かり保育実施中。</b>	入所児に応じて施設で決定する。
一学級当たりの幼児数及び一教員(保育士)当たりの幼児	一学級当たり乳幼児数/学級編制基準なし。一保育士当たりの乳幼児数は児童福祉施設最低基準によると、乳児3人、1歳以上3歳未満児6人、3歳以上4歳未満児20人、4歳以上児30人。	一学級当たり幼児数/設置基準35人以下(原則)。実際には3歳児等は20人以下の場合が多く、複数担任を実施している幼稚園もある。	0歳から2歳児に対しては保育所と同様の配置が望ましい。3歳から5歳児は、おおむね子ども20人から35人に1人。
給食の実施	各保育所で調理された給食を実施。3歳児より主食持参。	学校給食利用 主食持参	認定こども園は給食を実施しなければならない。(対象が3歳児以上だけの場合は、給食センター等の利用可)
保育料等	保護者の課税状況に応じて市町村長が決定する。保育料は市町村に納付する。 添付資料4参照	一律に 約16,300円 幼稚園授業料 6000 午後特別保育料 5300 諸経費(給食・おやつ・牛乳代など)5000	利用時間をふまえ、設置者が決定する。
教員等の資格	保育士資格証明書(養成コースのある学校で取得する以外に、高校卒業以上であれば、資格試験によって資格を得ることができる) 当初は保母として女性に限られていたが、昭和52年から男子の保母も認められるようになった。平成11年から男女とも保育士という名称に変更された。	幼稚園教諭免許、原則短大卒以上(幼稚園教諭養成機関を含む) 小学校等と同じく学校教育法に定められた教諭なので当初から男女の区別はないが、実際には男性の教諭はわずかである。平成21年4月1日から、小学校等と同じく教員免許更新制が始まり、10年ごとに、30時間の免許状更新講習を受講し、終了認定試験を受けなければならない。	0歳から2歳児は保育士資格、3歳から5歳児は両資格併有が望ましい。当分の間は、どちらか一方の資格で可。